

(別表Ⅱ) 評価点および評価基準

評価点	走行距離	初年度登録後の経過月数	内容	内装	外装
S点	10,000kmまで	12ヵ月まで	内外装とも良好な状態	A	A
6点	30,000kmまで	36ヵ月まで	傷凹等が少々あるが加修対象とならないもの	A	A
5点	50,000kmまで	*****	・傷凹等があるが軽微な加修で済むもの ・内外装に軽微な補修跡があるもの	B以上	B以上
4.5点	100,000kmまで	*****	・傷凹等があるが多少の加修で済むもの ・内外装に多少の補修跡があるもの	C以上	B以上
4点	150,000kmまで	*****	・傷凹錆等の加修が必要なもの ・内外装に補修跡があるもの	C以上	C以上
3.5点	*****	*****	・傷凹錆等の加修が必要なもの ・内外装に多少雑な補修跡あるもの	D以上 (どちらか一方がC以上)	
3点	*****	*****	・傷凹錆等の加修が必要なもの ・内外装の補修跡が雑なもの	D以上	D以上
2点	*****	*****	・傷凹錆腐食等の全体的な加修が必要なもの ・内外装の補修跡が雑で再仕上げを要するもの ・上記3点評価車を上回る減点要因があるもの	E以上	E以上
1点	*****	*****	冠水車、消火剤散布跡車	×	×
R点	*****	*****	修復歴車、未修復車	E以上	E以上
blank	*****	*****	粗悪車、多大な加修費用を要する事故現状車	*****	*****
注	<p>①修復歴車で冠水車、または修復歴車で消火剤散布跡車の場合は「R1」とする。 ②検査不可能車(ボンネットフード、トランクフード、ドア等が開かないもの)は、検査不可能箇所を明記し、評価点を付与する(車台番号が確認できない車両は出品不可)。 ③メーター交換車、ひょう害車は「持ち点車」(2点以上)扱いとする。 ④登録月の申告がない場合は、1月登録車とみなし評価点を算定する。 ⑤初年度登録後の経過月数は、初年度登録月を含む。</p>				